

2025年度 京都教育大学大学院連合教職実践研究科外国人留学研究生出願要項（案）

問い合わせ先 京都教育大学学生課学生支援グループ 〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1番地 電話 075-644-8105 FAX. 075-644-8169 E-mail : intel@kyokyo-u.ac.jp
土曜、日曜及び祝日を除く9時～12時30分、13時30分～17時

はじめに

本学では、特定の専門事項を研究することを目的とする研究生の入学を認めています。研究生は、指導教員の指導により、研究課題に則して、専門分野の調査・研究を行い、所定の期間内に研究報告書を提出し、研究期間の満了をもって修了することになります。

（研究期間満了後、大学院連合教職実践研究科への進学を希望する場合、出願には資格が必要となりますので各自で確認してください。）

＜さらに、あなた自身で出願するまでにしておくこと＞

- ① 本学で何をしたいのかを明確にすること。
- ② 本学教員の研究分野や担当授業科目などの資料をもとに研究指導を受けたい教員を探すこと。
- ③ 入学資格や手続きについて、**本学学生課学生支援グループ3番窓口**で入学に必要な事項の確認を受けること。
- ④ 研究指導を受けたい教員にあらかじめ連絡をとること。その上で、指導教員と面談のうえ、指導教員及び指導教員の所属するコース等に出願についての承諾を得ること。

1. 出願資格 日本国籍を有しない者で、次に該当する者

大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、教育の理論又は実践に関する特定の分野について研究成果をあげ得ると認められる者

[注意] 出願資格の確認

- ① 研究生として出願する者は、出願前に本学学生課学生支援グループ3番窓口で「出願資格確認」を受けること。
- ② 出願資格確認を受ける時には、出願書類一式を提出すること。

2. 研究期間 研究期間は、6か月又は1年とする。
 なお、1年を限度に、6か月ごとに許可を受け、研究期間を延長することができる。

(期間延長の例) ① 最初に許可された研究期間が6か月の場合 通算1年6か月まで

最初に許可された 研究期間	1年を限度に	
	6か月ごとに許可	6か月ごとに許可
6か月	6か月	6か月

② 最初に許可された研究期間が1年の場合 通算2年まで

最初に許可された研究期間	1年を限度に	
	6か月ごとに許可	6か月ごとに許可
1年(12か月)	6か月	6か月

3. 入学の時期 入学の時期は、前期(4月)又は後期(10月)の初めとする。

4. 出願期間

前期	4月入学	2024年11月5日(火)、6日(水)、7日(木)
----	------	---------------------------

後期	10月入学	2025年 4月9日(水)、10日(木)、11日(金)
----	-------	-----------------------------

受付時間は両期間とも、9:00~12:00、13:30~16:00とする。

5. 出願方法 志願者は、次の順序で手続を行うこと

- ① 出願前に本学学生課学生支援グループ3番窓口で「出願資格確認」を受けること。
- ② 指導教員と面談のうえ、指導教員及び指導教員の所属するコース等に出願についての承諾を得ること。
 また、研究希望等調書の記載にあたっては、指導教員と十分な相談を行うこと。
- ③ 指導教員との事前の面談や受入れの承諾については、指導教員が承諾した場合のみ郵送・メールにより行うことができるものとする。
- ④ 検定料を含む出願書類は、本人が直接、本学学生課学生支援グループ3番窓口を持参すること。ただし、在学保証人は、本人に代わって検定料を含む出願書類の提出及び出願手続を行うことができるものとする。

6. 出願書類等

区分	出 願 書 類 等	提 出 該 当 者	摘 要
1	入学志願書（本学所定用紙）	全 員	志願者本人の自筆のものに限る。
2	履歴書（本学所定用紙）	全 員	志願者本人の自筆のものに限る。
3	研究希望等調書（本学所定用紙）	全 員	志願者本人の自筆のものに限る。
4	最終出身学校の卒業（修了）証明書又は見込証明書	全 員	出身学校長が作成したもので、原本を持参すること。
5	最終出身学校の成績証明書	全 員	出身学校長が作成したもので、出願時より1年以内に交付されたものを持参すること。
6	健康診断書（本学所定用紙）	全 員	保健所、各大学の保健管理センターを含む医療機関の医師が記入したもの。 検診は、出願日前3か月以内のものとする。
7	検定料（9,800円）	全 員	既納の検定料は、いかなる理由があっても返還しない。
8	住民票又はパスポートの写し	日本に居住し、在留カードの交付を受けている者。	市区町村が発行したもの。 （国籍、在留資格、在留期間の確認ができるもの） マイナンバーの記載のないもの。
		海外に居住している者。在留カードの交付を受けていない者。	パスポートの写し。
9	所属長の承諾書	現に勤務している者	所属長が証明したもの。
10	留学のための経費支弁について（本学所定用紙）	全 員	「経費支弁に関する資料について」を参照
11	経費支弁者の在職証明書	全 員	証明は、出願日前3か月以内のものとする。
12	経費支弁者の収入証明書	全 員	証明は、出願日前3か月以内のものとする。
13	経費支弁者と本人との関係が証明できる証明書	全 員	証明は、出願日前3か月以内のものとする。
14	その他	全 員	研究課題に関する研究業績等があれば添付すること。 また、上記以外の書類の提出を求めることがある。

注) 出願書類のうち、日本語以外のものには日本語訳を添付すること。

内容確認のため、最終出身学校に照会をすることがある。入学手続後、提出書類に不備が判明した場合には入学を取消す。この場合、納付した入学金・授業料等は返還しない。

7. **選考** 京都教育大学国際交流委員会が書類審査、及び研究希望調書に基づき京都教育大学において面接を行う。ただし、必要がある場合は、学力検査を行う。面接日は、本人あてに文書等で通知する。

8. **合格発表** 合格者には、4月入学者は1月下旬、10月入学者は6月中旬に、本人あてに文書で通知する。

9. **入学料及び授業料**（授業料の改定を行った場合は、改定時から新授業料を適用する。）

入学料	84,600円（入学手続日に納付すること。）	授業料	月額 29,700円
-----	------------------------	-----	------------

授業料は、6か月分の178,200円を所定の納付期間（前期は4月、後期は10月）に納付すること。所定の納付期間の終了までに、当該期の授業料を納付しない者は、規定に基づき除籍する。

既納の入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

10. 入学手続

入学手続の詳細については、合格通知の際に本人あて文書で通知する。

入学手続は、本人が、直接、本学学生課学生支援グループ**3番窓口**において所定の期間に行うものとする。

11. 入学許可

「入学手続」及び「入学料の納付」を行った者について、入学が許可される。